大口町告示第145号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、告示の日から2週間(ただし、大口町の休日を定める条例(平成元年大口町条例第19号)第1条第1項各号に規定する町の休日を除く。)建設部建設課において一般の縦覧に供する。

令和2年12月25日

大口町長 鈴木雅博

道路の区域変更

路線番号	路線名	区間	変更前後 の別	敷地幅員 (m)	延長(m)
1135	南北線	伝右二丁目 30-1 地先から	変更前	8.5~8.9	42.0
		伝右二丁目 31-1 地先まで	変更後	11.0~11.4	42.0

都市計画基本図

